

違反対象物の公表制度が始まります

平成28年4月1日から牧之原市の消防業務は、消防救急広域化により静岡市に委託されます。これに伴い、静岡市火災予防条例が適用されることとなります。そこで、消防法令違反のある対象物の公表制度（違反対象物の公表制度）が始まります。

この制度は建物に重大な違反がある場合に公表するもので、建物を利用される人が自らその安全に関する情報を入手し、建物を利用する際に判断できることを目的としています。

問い合わせ 牧之原市相良消防本部 予防課 ☎532128
吉田町牧之原市広域施設組合消防本部 予防課 ☎327943

建物の安全に関する情報の公表

- 公表する対象**
飲食店や物品販売店舗、旅館、病院、テナントなど不特定多数の人、自力で避難することが困難の人が利用する建物（消防法令に定める特定防火対象物）になります。
- 公表する重大な違反**
消防法令で設置が義務付けられているにもかかわらず、次の設備が未設置であると認められるものとなります。
●屋内消火栓設備
●スプリンクラー設備
●自動火災報知設備
- 公表の方法**
平成28年4月1日以降、消防機関が立入検査により違反を確認し、関係者に通知。その後、一定の期間を経過しても違反が是正されていない場合には、静岡市ホームページに公表されます。静岡市ホームページは、牧之原市ホームページを通じ閲覧することができます。
- 公表の中止**
消防機関が、違反が改善されたと認めた場合は公表を中止します。
- 公表の内容**
違反が認められた対象物の名称や所在地、違反の内容などを公表します。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

平成28年4月からサービス開始

まきのほら
子育て支援連携
システム



市では、子育て世帯（妊婦から中学生の保護者まで）を対象に、まきのほら子育て支援連携システム「まきはぐ」サービスを平成28年4月から開始。「まきはぐ」には、保護者が登録して市と各家庭がお子さんの情報を共有する「子育て応援システム」と、子育て情報を広く公開する「子育て総合サイト」があります。
問い合わせ 健康推進課 増田 ☎230072

「まきはぐ」子育て応援システムの事前登録スタート

子育て応援システムは、お持ちのスマートフォンやパソコンを登録（アドレス登録など）することで、保健センターや保育園・幼稚園、小学校、中学校などからお知らせメールが届きます。また、子どもの予防接種や成長記録が確認できるなど、市内にお住いの子育て世代の皆さんに便利なサービスです。

早めの登録手続き
をお願いします



- 事前登録方法**
多くの保護者の皆さんに、早めに事前登録の手続きをしていただくことで、平成28年度4月からのサービスが、円滑に利用できるようになります。
- アクセス方法**
平成28年4月から
市ホームページ
<http://www.city.makinohara.shizuoka.jp/>

- ▶ 利用申し込み方法
利用申込書、同意書を記入し提出（書類は市ホームページからダウンロードできます）
- ▶ 申込書提出先
さざんか、相良保健センター
市内の保育所・幼稚園・小学校・中学校

